

「外商投資企業の対外貿易権登記申請に関する問題の通知」

2004年10月14日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

2004年10月14日作成

外商投資企業の対外貿易権登記申請に関する問題の通知について

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の商務主管部門へ

『中華人民共和国対外貿易法』(中華人民共和国主席令2004年第15号)、『対外貿易経営者登記申請規則』(商務部令2004年第14号、以下『登記申請規則』と称する)はすでに2004年7月1日より実施している。ここでは、『登記申請規則』第十四条に従い、外商投資企業登記申請手続きに関して以下のとおりに通知する。

1. 2004年7月1日以前において法に基づきすでに批准設立し、経営範囲の変更を申請していない、その他の輸出入経営活動を増加した外商投資企業、及び2004年7月1日以後において法に基づき批准設立し、本企業で物品の自社使用、自社生産及び技術輸出貿易に従事する外商投資企業は、いずれも対外貿易経営者登記申請手続きを改めて行う必要はない。

2. 法に基づき設立し、批准済みの経営範囲において、その他の輸出入貿易業務を増加した外商投資企業は、『登記申請規則』の規定に従って企業営業許可証の増加項目部分の変更手続きを行い、もとの設立外商投資企業の批准証書、項目を増加した後の営業許可証及び『登記申請規則』の要求するその他の文書及び手続き順序に依拠して登記申請手続きを行い(注:批准証書の変更手続きを行う必要はない)、登記機関は登記表に「輸入商品の小売店業務は含まない」の印章を捺印する。

3. 新設する外商投資企業は、投資者が申請する経営範囲が非本企業の自社使用品、自社生産品或は技術輸出入貿易権を含む場合、審査批准機関はその経営範囲において「輸出入業務(小売業務を含まない)」と明確に記入し、企業の設立後は、『登記申請規則』の関係規定に基づき登記申請手続きを行い、登記機関は登記表に「輸入商品の小売店業務は含まない」の印章を捺印する。

4. 『外商投資商業領域管理規則』(商務部令[2004]第8号)、『設立中外合資対外貿易会社の暫定施行規則』(対外貿易経済合作部令[2003]第1号)、『試験的展開を行う設立外商投資物流企業の作業に関する問題の通知について』(対外貿易経済合作部外経貿資一函字[2002]第615号)などの規定に従い法に基づき輸出入及び小売業務に従事する外商投資企業は、『登記申請規則』の関係規定に基づき登記申請の手続きを行う時、登記申請機関は決して「輸出入商品の小売店業務を含まない」の印章を捺印しない。

商務部

二〇〇四年八月十七日